

「協同労働の協同組合法（仮称）」の法制化を求める意見書

NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し、事業展開している。この一つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けており、今日、注目を集めている。

しかしながら、現在、この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札や契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの課題がある。

すでに欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。わが国でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取組が広がり、8千を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっている。

誰もが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものである。

よって、国においては、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を国会での徹底した議論を経て法制化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月24日

熊谷市議会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
厚生労働大臣様
経済産業大臣様